全国商工会連合会 提出資料

(第9回行政手続部会)

平成30年6月11日全国商工会連合会

1. 重点要望事項(新規)

【意見1】労働に関する手続き

- ・36協定、就業規則の届出を現在の労働基準監督署のみでなく、ハローワーク等の労働 関連の複数の窓口においても受付可能とすること。
- □参考: その他の手続きに係る窓口一本化対応の例(厚生労働省)

関係局及び実施機関(ハローワーク、労働基準監督署、日本年金機構)において、統一 様式及びワンストップ受付窓口の設置に関する事務フローの構築。

【出典】第 30 回規制改革推進会議 資料 3-2 (P 14)より抜粋

【意見2】事業承継に係る手続きに関する事項

- ・事業承継の円滑化を図るためにも、業種ごとに要する許認可に関する手続きを簡素化 すること。
- □具体例:業種ごとに必要な許認可手続き・・・【別紙】参照

【意見3】創業に係る手続きに関する事項

- ・創業に関する手続きについては、税務及び労務等多岐にわたり、創業予定者にとって は負担感の多い手続きとなっていることから、ワンストップで一括した申請が出来る ようにすること。
- ・上記のワンストップでの申請に係る手続きの一括化に期間を要する場合は、まずは、 以下の通り、税務及び労務について現在の手続きを一括化すること。
- ・税務に関する手続きとして、開業に伴う書類(開業届、青色申告申請届、給与支払事 務所等の開設届、専従者給与の申請届等)を統一した様式とすること。
- ・加えて、創業に際して必要となる労務に関する手続き(保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届等)についても、前述の税務に関する関係書類との統一化を検討する こと。

2. その他要望事項(継続して要望する事項)

基本計画から実行段階へ移行する際に検討していただきたい事項は、以下のとおり。 なお、「経営事項審査に関する手続き」及び「行政への入札・契約に関する手続き」については「登記事項証明書」「納税証明書の写」」及び「財務誘素」等を行政機関関の情報

いては「登記事項証明書」、「納税証明書の写し」及び「財務諸表」等を行政機関間の情報連携により提出不要とするなど、一部実現されているが、以下のとおり、それ以外の手続きについても簡素化をお願いしたい。

また、地方公共団体への横展開についても検討されているが、引き続き実現に向けた取組をお願いしたい。

| | 手続の種類 | 所管省庁等 | 要望事項 |
|---|----------------------------|-------------|---|
| 1 | 労働保険、社会 保険に関する手 続き | 厚労省 | 労働保険に関して、窓口担当者によって求められる書類 が異なることがあり、分かりづらい。事業者が分かり易 いように、マニュアルへの明示やインターネット上で公 式的に開示して欲しい。 |
| 2 | 税務に関する手続き | 財務省国税庁 | 開業に伴う書類 (開業届、青色申告申請届、給与支払事務所等の開設届、専従者給与の申請届等) について事業所情報など記載内容について共通事項があるにもかかわらず、1枚ずつ手書きで提出する必要があることから、統一の様式として欲しい。e-TAX による電子的な提出も可能ではあるが、現実的には創業者は経営そのものに対する準備に追われており、電子申請を行うための環境整備を自ら行うことは困難である。 |
| 3 | 建設業許可・経 営事項審査に関 する手続 | 国土交通省地方公共団体 | 建設業の変更届などで貸借対照表・損益計算書を規定の 用紙に記載しているが、税務署等に提出する決算報告書 の添付で代用して欲しい。 |
| 4 | 建設業許可・経営事項審査に関する手続 | 国土交通省地方公共団体 | 既に他の行政機関に提出している資料及び他の行政機関が保有する情報(納税証明、社会保険や労働保険の納付証明、雇用保険被保険者台帳、登記情報等)について、手続きの度に改めて取り直す必要があり、手間と時間がかかるうえに手数料負担もある。各種申請時に共通する書類については、法人番号及びマイナンバー等の活用を通じて行政機関内で参照出来る仕組みを構築し、添付書類を省略化して欲しい。 |
| 5 | 建設業許可・経 営事項審査に関 する手続 | 国土交通省地方公共団体 | 提出書類が重複するものがあるため、申請手続きについて一括申請出来るようにして欲しい。 |

| | 手続の種類 | 所管省庁等 | 要望事項 |
|----|-------------------------|--------------|--|
| 6 | 経営事項審査に 関する手続き | 国土交通省 | 工事経歴書では、業種ごとの全体完成工事高の7割を超 えるところまで必要事項を記載するが、小規模事業者は 少額の工事を積み重ねているのが実情であり、7割超記 載するのは煩雑作業である。そのため、小規模事業者に ついては条件緩和して欲しい。 |
| 7 | 経営事項審査に 関する手続き | 国土交通省 | 準備する資料の多さと、指定された場所に赴くための手間と時間がかかることから、対面審査を省略出来ないか。 |
| 8 | 競争入札参加資 格に関する手続 き | 国·地方公 共団体 | 提出書類の作成負担が大きいため、有効期間の長期化及 び資格の更新制を導入し、簡素な手続で更新出来るよう にして欲しい。 |
| 9 | 競争入札に関する手続き | 国・地方公 共団体 | 入札参加から、落札の決定まで一貫して電子化して欲しい。 |
| 10 | 入札に係る契約 手続き | 国土交通省地方公共団体 | 現在、建設工事にかかる請負契約書の印紙税額は租税特別措置法で軽減措置が講じられており、一定の負担軽減に役立っている。措置期間の延長もしくは恒久的措置として欲しい。また、請負業者が中小企業や小規模事業者の場合には更に税額が軽減されるような措置も検討して頂きたい。 |
| 11 | 入札に係る契約 手続き | 国·地方公 共団体 | 落札後、競争入札資格申請の段階で審査されたにも関わらず、保証金を支払う必要があり、資金調達の負担がある。業種や規模、契約の種類等に応じて、保証金の減額・ 免除の要件緩和や契約手続き期間の配慮が欲しい。 |
| 12 | 競争入札に関す る手続き全般 | 国・地方公 共団体 | 国・県・市町村で申請様式や添付する資料が異なり、事務手続が非効率になっており、営業と事務の兼務が多い小規模事業者にとって過度な負担となっている。そのため、国・県・市町村で申請書・添付書類・手続きの統一化をして欲しい。 |